

第7章 計画推進のための方策

1 持続可能な介護保険運営

(1) 介護給付の適正化

介護保険サービスを必要とする人の適切な認定を行うため、申請者の状況に即した公正な要介護認定を進めます。また、利用者の選択や家族等の状況を踏まえたサービスが提供されるよう、ケアプランチェックなどを通じたケアプランの質の向上により、必要な人が必要とするサービスを利用できる適切なケアマネジメントを支援します。

(2) 介護サービス事業者等の質の向上

地域密着型サービスなどの事業者指定にあたっては適正な参入が行われるよう、公正な指定を行います。また、サービスの質の確保・向上を図るため、事業者への指導や、職員の各種研修への参加促進を図ります。不正が疑われる事業者に対しては、迅速な監査実施につなげ、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営を図ります。

(3) 介護保険料等の公平な負担

所得の段階に応じた保険料率の設定やサービス利用料の負担割合の設定など、低所得者への配慮を行うとともに、国の動向を踏まえながら高所得者も含めて公平な負担となるよう、実態把握や事例研究に努めます。

(4) 介護職員の確保、定着等への取組

介護職員について資格取得への支援や情報提供、各種研修への参加促進など、町内事業所における人材確保や定着の支援を行うとともに、多様な働き方の研究など、事業者との連携に努めます。

2 推進体制の充実

(1) 庁内体制の強化

高齢者の生活を支える総合的な計画として、福祉課を中心に連絡・調整や会議などを通じた庁内関係部署との連携・協力を図り各種施策を推進します。また、定期的な点検・評価の結果を全庁的に共有し、常に改善を図りながら取り組んでいきます。

(2) 関係機関および住民との連携

各種連絡会や研修会などを通じ、事業者間および関係機関の連携強化を支援し、事業者、関係団体、近隣市町とも連携を図りながら各種施策を推進します。また、事業所でのボランティアや、地域における日常的な見守り、話し相手など、住民が高齢者を支える担い手として活躍できるよう支援します。

(3) 計画や制度の周知・啓発

各種パンフレットや広報あいしょう、説明会や出前講座などを通じ、本計画や制度、保険料に関する情報提供を行い、周知・啓発を図ります。

(4) 相談・苦情対応体制の充実

介護保険に関する相談・苦情などについて、福祉課、地域包括支援センターを中心に対応し、適切なサービス利用や、事業者への指導による改善など、的確、迅速な対応に努めます。

3 計画の進行管理と点検・評価、公表

(1) アクションプランに基づく進行管理

6施策 30事業について事業項目ごとの実施内容や時期等を設定したアクションプランに基づき、進捗状況を確認しながら随時改善していきます。

アクションプランは福祉課で作成・管理し、介護保険運営協議会において意見を求めることで、実行性の確保や本計画との整合を図るものとします。

(2) 計画の点検・評価

施策や事業の成果指標および実施指標の実績、アクションプランの実施状況について、四半期ごとに進捗状況の点検・評価を行い、その結果を介護保険運営協議会に報告し改善策を協議するとともに、次期介護保険事業計画の策定への反映を行います。

(3) 点検・評価結果の公表

介護保険運営協議会における点検・評価結果について、広報あいしょうや町ホームページを通じて公表し、住民への周知を図ります。